

## 第 24 章 海外の金融当局との連携強化

### 第 1 節 銀行・証券・保険の各分野における金融庁の技術支援の積極的取組み

金融庁は、銀行、証券、保険の 3 分野を全て監督する立場 (integrated regulator) から、前述の国際会議等に積極的に参画することはもとより、日本の経験及び国際会議での議論をアジア諸国に伝えることを通じて、主体的に海外の金融当局等との連携強化に努めることも重要な役割と認識しており、新興市場国向けセミナー等技術支援に積極的に取り組んでいる。

#### 東京証券法務執行セミナー

2002 年 11 月に、新興市場国に対する技術支援として、アジアの新興市場 15 カ国から証券市場の法務執行担当者 29 名を招いて、証券市場の法務執行に関する東京セミナーを実施した。証券取引等監視委員会職員、金融庁職員及び豪州・香港・韓国の証券当局の専門家が、検査・調査及び取引審査実務について説明を行い、参加者は活発な討議を行った。

#### 金融情報システムの個別問題についての派遣研修

2002 年 12 月に、新興市場国に対する技術支援として、ミャンマーにおける金融情報システム (金融機関の本支店間、金融機関相互間、金融機関と個人・企業間における資金取引や情報処理のためのコンピューターシステムとそのネットワークを総称する概念) の個別問題の解決のために現地へ専門家を派遣し、同国財務省、中央銀行及び主要国営銀行の実務担当者 (計 65 名) を対象として、金融機関等におけるコンピューターシステムの安全対策、システム監査、銀行間決済システム等に関する講義を行った。

#### 中国保険法セミナー

2003 年 2 月に、法制等のインフラ整備面での新興市場国に対する技術支援の一環として、中国から保険監督管理委員会実務者及び保険法学者 11 名を招いて、我が国の保険監督制度の変遷や保険市場の発展の経験についての講義を行った。

#### 証券市場規制に関する東京セミナー

アジアを中心とする新興市場国の証券市場規制監督担当者を対象とした証券市場規制に関する東京セミナーについては、新興市場国に対する技術支援として、例年、春に実施されているが、2003 年においては、秋以降に実施される予定となっている。

## 第2節 金融監督者間の2国間連携強化

### 金融監督当局との連携の概要

金融取引のグローバル化の進展に応じて、国際的に高度な金融取引を展開する金融機関の検査・監督を適切に行っていくためには、海外の金融監督当局との連携を強化していくことが極めて重要であり、個別案件ごとに連絡を取り合っている他、定期的に金融監督当局との協議を行い、金融市場の動向等について意見交換を実施している。また、海外の証券規制当局との間で株価操作等の不正取引に関する情報を相互に提供するための情報交換枠組みの設定について積極的に取り組んでいるところである。

#### (最近の主な金融協議等)

- 2002年10月 米財務省他との協議(東京)
- 2002年11月 米SEC他との協議(東京他)
- 2003年2月 スイス連邦外務省他との協議(ベルン)
- 2003年2月 英FSAとの協議(ロンドン)
- 2003年3月 独大蔵省他との協議(東京)
- 2003年4月 米財務省他との協議(ワシントン)
- 2003年6月 加財務省との協議(東京)

### 人材交流

金融庁は、金融ビジネスの変化のスピードに対応できる人材の育成及び海外当局との連携強化の観点から、主要な外国の金融当局との人材交流を定期的に行っている。具体的には、2002年7月から1年間、米国財務省通貨監督庁(OCC)へ職員1名を派遣した。